

第九条の会ヒロシマ会報 51号

2006年9月

代表世話人 岡本三夫(広島修道大学名誉教授) HP;<http://www.jca.apc.org/~fujii/index.htm>
連絡先 〒734-0015 広島市南区宇品御幸一丁目9 26 413
Tel・Fax;082-255-6580(藤井) E-mail fujii@jca.apc.org
郵便振替 01390-5-53097 第九条の会ヒロシマ (年会費1口2,000円)

会報51号 目次

- 1、 11,3 ピース・フェスタのお知らせ
- 2、 巻頭言 岡本三夫
- 3、 安倍・改憲政権に立ち向かう私たちの構え 高田健
- 4～5、 原爆法廷報告 横原由紀夫
- 6～7、 NO DU 国際会議報告 森瀧春子
- 8、 8・6新聞意見広告報告 西浦、藤井
- 9、 賛同者の 方々からのメッセージ 筆録 島村真知子
- 10、 わたしと憲法 栗原君子、さとうしゅういち
- 11、 活動報告 ほか
- 12、 お知らせ 後記

【巻頭言】 「目には目を！ 歯には歯を！」再考

岡本三夫

「目には目を！ 歯に歯を！」という古代イスラエルの法理は釣り合いのとれた害敵以上の報復を禁じたものだった。非暴力絶対平和主義を主張したイエス・キリストは「目には目を！ 歯に歯を！」という均衡報復さえ禁止し、「右の頬を打たれたら、左の頬も向けよ！」「敵を愛せよ！」と主張した。驚天動地だった。ローマ帝国支配下で苦しんでいた人びとは感動し、イエスの教えは間もなく地中海世界一帯に広がった。

だが、やがてローマ帝国の国教へと祭り上げられたキリスト教は墮落し、16世紀の宗教改革を必要とした。しかし、クウェーカー派などの「歴史的平和教会」を除くと、その暴力的体質は変わらなかった。キリスト教諸国は宗教戦争に明け暮れ、北米や中南米の先住民を虐殺・征服し、マヤ文明やアステカ文明を滅亡させた。また、アフリカでも南アジアでも植民地主義による異民族支配という空前絶後の大犯罪を犯した。欧米列強を模倣した日本もアジアで類似の大犯罪を犯した。

キリスト教国をもって自認する米国の軍事戦略は「目には心臓を！ 歯には頭蓋骨を！」と言わんばかりの暴力的過剰報復だ。WTCビル倒壊への報復では、中近東の2政権を潰してしまった。真珠湾攻撃で激昂した米国は60以上の都市を焼尽し、拳銃の果てに広島・長崎市民を原爆投下で皆殺しにしようとした。真珠湾で死んだ米兵は約2400人、民間人は68人だ。10万人が死んだ東京空襲や広島・長崎への原爆被害とは比較にならない。「やり過ぎ」が米国流暴力の特徴だ。

いま、イスラエルがレバノンで米国流の過剰報復と大虐殺を行っている。2人のイスラエル兵が捕虜にされた報復に無数のレバノン市民を殺戮した。世界のメディアは、日本も含め、ヒズボラを過激派犯罪集団のように報道し、人びとを洗脳しているが、圧倒的レバノン民衆に支持されたヒズボラの福祉政策などは中東諸国の模範であり、ヒズボラの殲滅はレバノン民衆の殲滅に繋がる恐れがある。

石原慎太郎東京都知事も「やられたら、やり返す」の信奉者だ。仇討ちは江戸時代以来法律で禁止されており、悔しくても法の裁きを待つ。報復主義は孜孜営々と築いてきた文明を破壊する。タリバンとサダム・フセインを倒したので世界は平和になり、米国は安全になったとブッシュ大統領は豪語するが、国家テロと対抗テロの応酬は激化し、世界の「危険度」は飛躍的に高まった。米国流論理は歴史という時計の針を確実に逆回転させている。

「右の頬を打たれたら、左の頬も向けよ！」「敵を愛せよ！」とは申すまい。が、少しは我慢できないのか。石原都知事の「やられたら、やり返す」発言は余りにも稚拙だ。ブッシュや石原は敵に塩を送った武田信玄の度量に学ぶべきだろう。北朝鮮の動きへの過敏な反応も「騒ぎ過ぎ」(韓国紙)であり、日朝関係の改善や北東アジアの平和と安定には役立たない。相手が多少の抑制を欠いても、過敏に反応せず、「横綱相撲」を取るくらいの鷹揚さがなくとも国際関係は悪化するばかりだ。

敗戦直後の日本には愛する者の死霊がさ迷っていた。戦地で、空襲で、原爆で、栄養失調と結核で、医者・薬不足で、親・きょうだい死に、子や孫が死に、祖父母が死に、夫や妻が死に、恋人や友人が死に、先生が死に、教え子が死んだ。愛する者の死を知らない日本人はいなかった。だから、戦争の悲惨への悔悟と不戦の誓いは死者たちへの祈りであり、憲法は「鎮魂の書」だった。そして、憲法九条はアジア民衆への謝罪の象徴であり、未来への道標だった。

戦後60年余、死者たちへの思いと戦争への猛省なしに日本の平和と繁栄はあり得なかった。日本は理想郷にはほど遠いが、世界に誇れる「戦争をしない国」だ。戦争や報復をこととする暴力的軍事優先主義への退行は断じて阻止しなければならない。
(「第九条の会ヒロシマ」世話人代表)

安倍・改憲政権に立ち向かう私たちの構え

(高田健 許すな!憲法改悪・市民連絡会)

憲法公布60周年にあたる今日、「美しい国へ」などというスローガンのもとに教育基本法の改悪と憲法改悪を公然と具体的な政治課題に掲げて登場する安倍晋三による新政権の本質は、新国家主義をその特質にしている。個人的には戦犯裁判にかけられた祖父の岸信介・元首相を信奉するというレベルの驚くべき歴史認識であり、勝共連合＝統一教会と結びついたりするような程度の思想性で、政治家としての実績は拉致議連＝救う会運動のみという安倍晋三は、政策では極右に属する伊藤哲夫・日本政策研究センター所長、西岡力・東京基督大学教授、島田洋一・福井県立大学教授、八木秀次・高崎経済大学教授、中西輝政・京都大学教授の5人のプレーンに依存している特異な人物である。彼がしばしば口にする「戦後レジーム(体制)からの新たな船出」などというものは、20年前「戦後政治の総決算」を掲げて登場し、果たせなかった中曽根康弘・元首相の受け売りであり、実際に安倍の憲法観は自民党新憲法起草委員会前文小委員会で中曽根小委員長の下、小委員長代理を務めたときから全くの中曽根亜流である。

イラク戦争で泥沼に陥って急速に凋落しつつある米国ブッシュ政権の基盤の一つがネオコンと呼ばれる特異な新国家主義勢力であることは広く知られているが、その没落期に日本ではそれに類似する安倍政権が新しく登場したというのは、歴史のいたずらであるにしても、冗談ではないと言わねばなるまい。解釈改憲で集団的自衛権の行使のワクを押し広げることを主張する安倍晋三政権は、日米同盟一辺倒とアジア軽視で行き詰まった小泉純一郎前政権に輪をかけた日米軍事同盟主義者であり、排外主義的な傾向を持った政権で、早晚、この外交もまた行き詰まりに陥るであろう。

私たちの憲法運動にとって、安倍問題をどう見るかはとりわけ重要な問題である。

彼は現行憲法下での集団的自衛権の行使容認論者である。もっとも彼がそれを口にした瞬間、巻き起こった世論の反発から、現在では政策的には集団的自衛権の行使合憲論から一步下がって、従来、集団的自衛権行使に該当するとされてきた諸ケースを研究し、腑分けして、個別的自衛権の行使に分類すべきものとそうでないものに分けて定義しなおし、個別的自衛権の範囲を拡大する、という方針を採りつつある。この場合の「個別的自衛権」の定義の拡大は、たとえばイラク占領における米軍と一体化した自衛隊の武力行使や、日本海での米軍への攻撃への共同対処などが含まれ、米国の侵略戦争における日米両軍の共同作戦体制への参加に道が開かれることになるのは明らかである。

そして明文改憲を実現するには「5年のスパンがかかる」だろうが、全面改憲をしたい、また自民党の新憲法草案は見直して第2次草案的なもの(前文の再見直しや集団的自衛権行使の明記など)をつくりたい、国会の力関係の中で手直しはあるにしても、まず自民党の立ち位置を明確にしたいとの構えをとっている。

しかし、「5年のスパンで明文改憲」というのは改憲派、あるいは安倍政権の強さの表れではない。イラクなどで泥沼にはまりこみ、世界戦略に揺らぎがでている米国の日本に対する集団的自衛権の行使の要求は強まるばかりである。しかし、その障害になる憲法第9条を変えようとしても、世論の動向や「九条の会」をはじめとする全国の市民運動の高揚を見ると、それは容易なことではない。改憲の大前提の改憲手続き法すら成立を阻止されているのである。安倍は当面の短期間で9条を変えて、米国の要求に応える道を不可能と見たのに違いないのである。5年と言ってみた改憲のスケジュールすら、「簡単ではない」と認めている。これこそ集団的自衛権行使合憲論をここで持ち出した背景である。米日政府にとって世界情勢の動向をみれば、9条を変えるテンポが間に合わないのである。

誤解を恐れずに言えば、第1ラウンドに9条改悪反対の運動は勝利したのである。問題は返す刀で、安倍が、改憲の前哨戦としての教育基本法の改悪と改憲手続き法の制定、集団的自衛権の再定義、およびその行使という路線に踏みこんできたことである。

改憲阻止の運動は第2ラウンドに入った。私たちがこの安倍の苦しまぎれの攻撃に如何に立ち向かい、勝利するかが問われている。

原爆投下を裁く国際民衆法廷・広島

判決文を世界に発信し、核兵器廃絶を迫る

横原 由紀夫

一、はじめに 原爆民衆法廷の意義と目的

何故！今、原爆投下の責任を裁くのか？

原爆投下を裁く国際民衆法廷を開催しようと、検討を始めたのは03年の秋であった。田中利幸広島平和研究所教授の呼びかけに応じて数人で討議を開始し、やっと04年春に準備会、04年12月に実行委員会結成にこぎつけた。

日本の平和運動が戦後60年間果たしてきた役割は、反核運動を国際的に定着させてきたと言う面で大きな成果を生んだといえる。その一方で、重要かつ大きな課題が残されたままになっている。

その一つは、「原爆投下責任」を明確に裁いてこなかった事である。極東国際軍事法廷（東京裁判）でも、戦勝国米国の原爆投下の犯罪性（無差別大量殺戮は当時の国際法に照らしても、戦争犯罪であることは明白であった・・・）は問われなかった。ここに、現在のイラク戦争、イスラエルのレバノン攻撃にまで続いている、米国をはじめとする軍事大国による「無差別爆撃」の根っこがあると考えられる。

その二つは、アジア・太平洋戦争における“日本の戦争責任”を、日本人自身が裁いてこなかった事である。そのことが、日本社会の右傾化という現状を招いた要因と言えるのではなからうか。小泉首相の靖国参拝を代表例として、“先の戦争は自存自衛の戦争であり、誤ってはいない”、“日本は侵略はしていない”、“植民地政策にも良い面があった”等等、政治家の言動を許す状況があり、あまつさえ“敵基地攻撃論（防衛庁長官発言など）”発言まで飛び出している。このような日本社会の状況が、教育基本法改悪、憲法改悪の流れを現実化し、暴力による言論封殺テロに対する市民社会の反応の鈍さを生んでいるのではないかと考える。

原爆投下を裁く国際民衆法廷運動の意義と目的を、私は次のように考えてきた。

「原爆を投下した国の責任は重い。同時に、原爆を投下させた国（日本）の責任はもっと重い。」その二つの責任の重さを私たち民衆が裁くことが、戦争抑止の力を生み出すことにつながる・・・と。

米国は未だに「原爆投下を正当化」し、被害者に対して謝罪も償い（賠償）もしていない。同時に日本も、日本が犯した戦争犯罪について被害者に対して「謝罪も償い」もしていない（戦後補償裁判が物語っている）。

加害者と被害者の間に“真の和解”が成立する条件は、「加害者の責任を明らかにし」、「加害者側が誠意を持って謝罪し、誠実に償い、事実に基づく歴史教育を実践する」ことによって始まる、と私は考える。

二、民衆法廷開廷（06年7月15日 - 16日）広島平和公園・メモリアルホール

原爆投下の犯罪性・違法性を国際人道法に基づいて裁くために、法廷を二日間にわたって開催した。判事団は、米国からレノックス・ハインズ教授、コスタリカからカルロス・

ヴァルガス教授、日本から家正治教授からなる3名の国際法学者が担当。検事団は、日本から足立修一、井上正信、下中奈美、秋元理匡、韓国からチェ・ボンテの5名の弁護士が担当し、大久保賢一弁護士が法廷助言者（アミカス・キュリエ）を務めた（起訴状等を事前にブッシュ大統領へ送り、弁護人出廷を求めたが回答なし）。

法廷初日は、ハインズ判事団長の開廷宣言に続いて、検事団が「起訴状と訴状」を朗読。起訴状の中で、原爆の開発・製造・投下に関わった共同謀議及び実行行為の責任者として、ローズベルト大統領、トルーマン大統領など米国の政治家・軍人・科学者15名を「人道に対する罪、戦争犯罪を犯した戦争犯罪人」として訴追した。

続いて証言者が登壇。鎌田七男広大名誉教授が“原爆による放射線の人体への影響”について証言。高橋昭博（広島）下平作江（長崎）郭貴勲（韓国）の3人の被爆者から被爆体験に基づく証言。

2日目の法廷では、荒井信一茨城大名誉教授が“原爆投下の歴史的経緯”について証言。前田朗東京造形大教授が“原爆投下の国際法違反性”を詳細に立証した。この間、判事団、アミカス・キュリエから検事団と各証言者に対して質問が出された。検事団の最終論告、アミカス・キュリエの意見陳述が行われ、判事団の合議に入った。また、特別証言として李実根さんより朝鮮人被爆者の立場から「日本の戦争責任」について証言が行われ、核の脅威を訴える新作フィルムが上映された。

法廷は2日間で延べ500名に及び傍聴参加者を得て成功した。傍聴者は、被爆者の証言をはじめ各証言に感銘を受け、充実した内容であったと感想をもらす参加者が多かった。

判決内容を世界に発信を

判事団は、2日目午後4時半過ぎ、2時間の合議を終えて法廷に再登場。250名余の傍聴者が固唾を呑んで見守る中、厳粛に判決要旨を口頭で発表。“原爆投下とその被害に関わる事実認定”の後、「極東国際軍事裁判所条例、国際人道法などに違反」するとして被告15人全員に有罪を宣告した。また、米国政府に対して「被害者に公式な謝罪と賠償を求める等5項目の勧告」を出した。この瞬間、傍聴者から大きな拍手が沸き起こった。ハインズ判事団長は閉廷にあたり、この法廷の歴史的意義を強調し、「広島から発したこの判決が台風のように世界を席卷することを願う」と述べて法廷を締めくくった。

私自身この間、03年の「アフガン国際戦犯民衆法廷・広島公聴会」、04年の「イラク世界法廷とイラク国際戦犯民衆法廷・広島公聴会」に呼びかけ人のひとりとして関わってきたが、法廷開催は初めての経験であった。03年秋から始まった民衆法廷開催に向けての討議、実行委員会結成と法廷開廷に到るまでには様々な出来事と苦労の連続であった。

三、終わりに 今後の取り組みに向けて

文書による「判決文」は、早ければ今年11月には出される。判決文が出されたら、米国大統領、核保有国をはじめ各国政府、国連及び関係国際機関へ提出し、核兵器廃絶実現に向けて運動を発展させなければならない。また、判決文の内容を検討・討議するシンポジウムを開催し、世界に向けてアピールを行う計画である。

判決文を含めた「報告書」を作成し、国際社会へ発信するまで事務局・実行委員会の任務は続く。

原爆民衆法廷開催には約300万余の資金が必要であった。海外参加者の旅費・資料の翻訳経費・同時通訳経費・同通装置費用などが大きな支出経費であるが、現在のところ約150万余が不足しており、経費未払いとなっている（借入金で対処）。今後の取り組みを想定すると資金不足の解消と活動資金を確保しなければならない。

（2006年9月14日記 原爆民衆法廷書記局、第九条の会ヒロシマ世話人）

皆さんの募金・カンパなど、継続した協力を切望する。

（振替口座：01310-6-93301 原爆投下を裁く国際民衆法廷・広島）

「劣化ウラン兵器禁止を訴える国際大会」を終えて

森瀧春子

(NODU 国際大会広島実行委員会事務局長)

<8月3日 - 6日ヒロシマで開催>

湾岸戦争、パルカン戦争、アフガニスタン攻撃そしてイラク戦争で大量に使用されてきた放射能兵器・劣化ウラン弾は、今またイスラエルによるレバノン攻撃でも使われているという。劣化ウラン弾は攻撃されたイラク他諸国の民衆の上のみならず、使用した側の国の兵士たちの上にも深刻な事態を引き起こしている。この劣化ウラン弾の廃絶を求める声を世界からヒロシマに一つに集め、大きくしてヒロシマから世界に発して行くための「劣化ウラン兵器禁止を求める国際大会」が、「ウラン兵器禁止を求める国際連合(ICBUW)主催によって8月3日～6日の4日間にわたって開催された。

大会の開催を引き受けた「NODUヒロシマ・プロジェクト」は昨年より準備を始め全国の諸団体・グループに賛同、協力を呼びかけるとともに、4月15日には、「NODU 国際大会広島現地実行委員会」を立ち上げ、実施のための活動を展開した。

「第九条の会ヒロシマ」はいち早く賛同団体に加わり、大会チラシの全国配布、実行委員会への参加など全面的に協力して下さった。

当初は大きな国際大会を引き受けたもののどうなることかと不安なスタートであったが、おかげさまで国際大会は予想以上の規模と内容で成功裏に終えることができた。全国から募金をはじめさまざまに支えていただいた皆様にこの場をお借りして心からお礼を申し上げます。

< 被害者を中心に連帯して広島から世界に >

広島、長崎の被爆者、劣化ウラン兵器の被害地イラクの医師、科学者やイタリア、アメリカ、イギリスの帰還兵など世界各国の被害者をはじめとして、各国で劣化ウラン兵器被害の医科学的、環境学的調査研究に携わる医師、専門家、現地調査やロビー活動など禁止キャンペーン、支援活動に携わる活動家たち、禁止条約制定に取り組む法律専門家、さらに写真、映像、記事などで告発を続けるジャーナリストたちが世界各地、日本各地から参集した。

海外 12 カ国から約 40 名を含む国内外の参加者は399名(延べ 1005 名)にのぼった。そして10セッションにわたり、50 名の発表者によって、被害者の実態、医療現場の実態、環境汚染の実態、被害調査報告、科学的分析研究、禁止条約制定の方途、被害救援活動、疫学調査への準備協力、禁止のための国際キャンペーン活動など、被害の原点からさまざまな分野にわたっての報告発表、論議が展開された。発表、論議は時間制約のある中でも活気に溢れるもので、非人道的兵器・劣化ウラン弾の一日も早い廃絶への強い願いが溶け合って熱い流れになってゆくのが感じられた。

特に、特別セッションとして設けられた「ヒバクシャとの交流/特に内部ヒバクをめぐって」は、「原爆認定集団訴訟」を今たかかっているヒロシマ・ナガサキの被爆者と、アメリカ、イギリス、イタリアなどで政府を相手に補償を求めながら劣化ウラン放射能被害とたたかうヒバクシャの連帯の場としても、ヒロシマで国際大会が開かれている意義を具現する場となった。

大会の様子を NODU ヒロシマ・プロジェクトのホームページでは、動画映像で発信している。(<http://www.nodu-hiroshima.org>)

3 年前の 2004 年にブリュッセルで開かれた ICBUW 第 1 回会議に参加した折に、「ぜひ NODU 国際大会」をヒロシマで開いてほしい」という強い要請を受けた時に、「ヒロシマ」の持つ意味を痛感させられ引き受けることを決心したのであったが、初めての大規模な公開の国際大会をヒロシマで開催し、最終日の閉会集会で「らウラン兵器禁止を訴えるヒロシマ・アピール」を発することができたことは、これからの劣化ウラン兵器廃絶運動に大きな展望をもたらすものと思う。

大会の全容報告は、来年初めに出版予定の「国際大会記録報告集」に譲らせていただきたい。

< 劣化ウラン兵器禁止を求める国際大会・各セッション内容：提起者 >

オープニング・セッション

ICBUW 「ウラン兵器禁止を求める国際連合」活動紹介

- ・ タラ・ソートン/ダグ・ワイアー (ベラルーシからヒロシマまで)
- ・ リア・ヴァージャウ(ストップ・ウラン兵器ベルギー/ベルギーにおける DU 兵器禁止に関する展望)
- ・ マンフレード・モーア (国際反核法律家協会ドイツ支部/ DU 問題法的及び政治的状況)
- ・ 嘉指信雄(ICBUW 広島大会・現地実行委員長/ ICBUW ヒロシマ大会の使命)

基調講演：ローザリー・パーテル「劣化ウランと湾岸戦争症候群」

第 1 セッション「被害セッション - 1 / イラク」

- ・ ジャワッド・アル- アリ「イラク南部の疫学的研究」
- ・ スアード・アル-アザウィ「イラクにおける劣化ウランによる放射能汚染」
- ・ カジャック・ヴァルタニアン「バスラにおける環境に対する放射能汚染」
- ・ 森住卓：写真プレゼンテーション

第 2 セッション「被害セッション - 2 / アメリカ」

- ・ デニス・カイン (湾岸戦争帰還兵)
- ・ ハーバート・リード (イラク戦争帰還兵/ ペンタゴンに対する補償裁判など)
- ・ 豊田直巳：写真プレゼンテーション
- ・ ダマシオ・ロペス「無視された医療ケアへの権利」(射爆場周辺での被害など)
- ・ グレーテル・マンロー「米国における劣化ウランをめぐる諸問題」

第 3 セッション「科学 1」

- ・ キース・ベイヴァーストック「劣化ウランは人々の健康にとって有害か」
- ・ ハイケ・シュレーダー「帰還兵の抹消リンパ球の染色体異常 試験的分析結果」
- ・ ガッティ/モンティナーリ「戦争による汚染と人体・動物のナノ病理学」
- ・ トマス・フェイス「劣化ウラン被曝の評価」
- ・ コメント：市川定夫(埼玉大学名誉教授)/ 沢田昭二(名古屋大名誉教授)/ 小出裕章(京都大原子炉実験所)

第4セッション「被害セッション - 3 / ヨーロッパ」

- [イギリス]・レイ・プリストウ (湾岸戦争帰還兵・DU 被害者)
- [イタリア]・ステファニア・ディヴェルティート (ジャーナリスト)
 - ・フィリッポ・モンタペルト大尉 (旧ユーゴ帰還兵、劣化ウラン被害者)
- [ユーゴ]・「埋もれた警鐘 / 旧ユーゴ劣化ウラン弾被災地をゆく」 広島ホーム TV
 - ・Stop!劣化ウラン弾キャンペーン「旧ユーゴ劣化ウラン弾被害を報告

第5セッション「キャンペーン - 1 / アジア・太平洋」

- [韓国]・イ・シウ(Lee Si-Woo)「韓国と沖縄に劣化ウラン弾 300 万発が貯蔵」
 - ・コメント：湯浅一郎 (ピースリンク広島・呉・岩国)
- [日本]・劣化ウラン兵器禁止・市民ネットワーク (対防衛庁・対外務省交渉など)
 - ・森瀧春子 (NO DU ヒロシマ・プロジェクト / イラクでの劣化ウラン被害調査等)
- [オーストラリア]
 - ・ドキュメンタリー「風に吹かれて」デイヴィッド・ブラッドベリー監督
(オーストラリアの米軍演習場周辺での被害など)

特別セッション「ヒバクシャとの交流 / 特に“内部ヒバク”をめぐる」

- ・被爆者：松島圭次郎(被爆証言者) ・高橋昭博(元原爆資料館館長)、
- ・渡辺力人(原爆認定集団訴訟事務局長) ・丸屋博(広島共立病院名誉院長)ほか

第6セッション「キャンペーン - 2 / 禁止条約実現に向けての戦略」

嘉指信雄 / タラ・ソートン / マンフレート・モア / ICBUW / UMBAN メンバー

第7セッション「科学 - 2 / 科学的問題をめぐる専門的討議」

- ・矢ヶ崎克馬 (琉球大学教授) / 松井英介 (岐阜環境医学研究所所長) ほか

第8セッション「キャンペーン - 3 / 被害者支援に向けて」

- ・ジャワッド・アル-アリ医師：イラク南部での疫学調査
- ・トマス・フェイス教授：「イラクの子供の歯プロジェクト」
- ・ICBUW, JIM-NET (井下俊医師 / 佐藤真紀)：イラクへの医療支援
- ・イラク・ホープ・ネット (高遠菜穂子)：NGO として

閉会セッション

- ・ナスリーン・アジミ UNITAR (国連訓練調査研究所) 広島事務所長
- ・肥田舜太郎医師(日本被団協原爆被害者中央相談所所長)
- ・ピースボート
- * ウラン兵器禁止を求めるヒロシマ・アピール採択

< 国際大会はNODU 国際キャンペーンのスタート >

各分野でこれから具体的に取り組むべき課題が明確になり、大会はそのスタート点となった。国際的な運動の展開なしに、劣化ウラン兵器の禁止の実現はできないが、その意味でも重要なスタートとなった。

当然ながら、世界的にもリーダーシップを発揮している日本でのNODU 運動は、国内的にも重い課題に直ちに取り組まなくてはならない。それは、アメリカのイラク戦争に加担して日本政府が派兵したイラク帰還自衛隊員の劣化ウラン弾被害の健康追跡調査の要求、今回の大会でも明らかにされた沖縄 嘉手納米軍基地に配置されている大量の劣化ウラン弾の撤去要求などである。

今回、85 の団体グループ、700 名を上回る人々が賛同支援をしていただいたが、今後もこの力を劣化ウラン兵器を廃絶するための大きな力となる輪につなげていきたい。

=====

< お知らせ >

* 「大会記録論文集」(2007年はじめ出版予定) 予約申し込み

日本語版・英語版それぞれ1冊 2000 円と送料500 円の振込みによる

郵便振替口座名：「ICBUW・国際キャンペーン」

口座番号：< 01310 - 1 - 83069 > (大会記録集、日・英の別明記)

[大会プログラム・資料集](10 人の発表要旨と全発表者プロフィール)残部少しあり、500 円 + 送料200

希望の方は上記と同じ方法で申し込み。

私と憲法

さとうしゅういち

私のこれまでの30年の人生の中で、憲法を意識しだすようになったのは、就職の時だったと思います。それまで、大学時代、平和や環境に関する活動は多少なりともしてはいましたが、憲法を意識したことはありませんでした。国家公務員試験I種受験のために頭を痛める対象でしかありませんでした。

2000年4月に、広島県職員としての辞令を拝命したとき、宣誓書を書いたときが一つの転機だったように思います。「日本国憲法を尊重し、擁護することを誓います」という文書に署名捺印しました。「憲法とは、権力を行使するものが守らなければならないものなのだ」と初めて憲法、とくに99条を意識したのです。

その2年後、商工労働部から福祉保健部へ移り、福祉関係の仕事をするようになります。法律を覚えるだけでは意味がなく、省令、局長通知、場合によっては課長通知で仕事をするのです。福祉の原点は憲法25条(生存権)ですが、どうしても、法律から省令、通知となるにつれ、正道からずれてしまう。立派な憲法があっても、それを活かしていない。そして、これを変えてしまったら、今の日本ではもっとひどいことになるだろう、と実感します。その思いから、2004年3月の憲法調査会広島公聴会では、「現行憲法を変える必要なし。国会は国民の代表として政府に憲法を守らせるべき。」との趣旨の陳述をさせていただいたわけです。

今は、三井マリ子さんの「館長雇止め・バックラッシュ訴訟」<http://fightback.exblog.jp/>の支援に自分なりに力を入れています。労働や福祉の行政に携わってきた人間としても、憲法24条(男女平等)

27条(勤労の権利)の完全実施は心からの願いです。12条(不断の努力)を実行されようとする三井さんに心から共感したものです。石原知事ら自分の立場に自覚がない公務員が「命がけで憲法を破る」なら反対に私は「命がけで憲法を守ろう」と誓っています。

私と憲法

人らしく生きるために『憲法25条』を活かす

栗原君子

この国の自殺者は年間3万人を超えることが8年間も連続、生活保護世帯は105万世帯、ホームレスは25000人をこえています。私はボランティア活動なるものは行政が責務としてやるべきことを市民にタダ働きさせるものという考えを持っておりました。しかし、行政に苦情をいくら言っても解決しないのであれば、市民が動きを作って行政に働きかけることも必要であると思うようになりました。よって『野宿労働者を支援する広島夜回りの会』(夜回りの会)に関わるようになって6年になります。何故、『夜回りの会』に関わるようになったかは、憲法25条で「誰もが人間らしい生活ができる」と全ての市民に約束されていながらも守られていないと気付きました。ならば、社会のなかで一番厳しいところで生きている人々に役立つことをしたいと思ったからです。『夜回りの会』は40名近いボランティアによって続けられています。水曜日の午後8時ごろから観音教会に集まり、40分～50分間のミーティングをおこなってから2人～4人ずつが日市内を中心に10箇所位に分かれて回ります。4月から11月までは第2と第4の水曜日にゆで卵とバナナを届けます。12月から三月までは毎週水曜日におにぎりと味噌汁を届けます。勿論、衣類や日用品もあります。特に野宿者にとって冬場は寒さとの闘いに加え仕事も少なくて厳しいといわれます。市の職員も最初は「夜回りの会はやらなくていいことまでする」と思っていたようですが、現在では第4水曜日には街頭での生活相談活動もされるなど積極的に参加される方もあります。現在、私は市民球場周辺を他のボランティアの人たちと一緒に回っています。広島市内でも5～6年前には230名前後の野宿者がありましたが市役所の担当課の協力も得て、このところ130人前後に減りました。私に野宿前の職業を言った人のなかには中小企業の経営者、印刷関係の人、大型陸送の運転手さん、レストランのクックさん、建設関係の人など様々な職種の人があります。消費者金融でお金を借りて払えなくなったという人もありました。市民の中には「あなたたちが食べ物あげたりして甘やかすから彼らが働かない」と言ってボランティアに食って掛かる人もありましたが、「あの人たちは怠け者」と決めつけるべきではないと思います。何故なら、私たち庶民も紙一重のところでは生活しているからです。現在も首切り・リストラに脅え、サービス残業は当然のこと、多くの労働者は過労死寸前の状態で働いています。大卒で一ヶ月間、真面目に働いても10万円足らずしかももらえない若者、生活保護費より少ない年金で生活している高齢者も多々あります。真に『憲法25条』が保障されるのは、何時のことかしら？